

第九百十四号

令和七年
五月十六日
(金曜日)

○漁船保険付保義務の発生

下北農林
水産事務所
むつ
水産事務所

令和七年五月十六日

青森県知事 宮下宗一郎

令和七年五月十六日

青森県知事 宮下宗一郎

[illegible]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和七年五月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	生活介護		名称	所在地	
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八			山郷館デイサービスセンターくれよん	弘前市若葉二丁目一三の一	令和七・五・三

青森県告示第三百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年五月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションエール	上北郡おいらせ町緑ヶ丘六丁目五〇の二〇一〇	令和七・五・一

青森県告示第三百十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一

項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和七年五月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡東通村大字白糠字赤平六七四の二 山 田 晃	白糠
下北郡東通村大字白糠字老部八 相 内 里 見	
下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三の二 伊 勢 田 啓 二	
下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二一 川 村 敏 博	小田野沢
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の四〇三 二 本 柳 勝	
下北郡東通村大字小田野沢字北向四三の一六 二 本 柳 年 信	

（発行人・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付二十一円七十銭
------------------------------------	---	--------------------------------